（留学生、事業修習者等の届出）

租税条約の規定による令和　　年度分個人市民税・県民税の免除に関する届出書

標記の件について、規定により届け出ます。

令和　　年　　月　　日

取手市長あて

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 市民税・県民税の免除を受ける者 | 氏名 |  |
| 住所（居所） |  |
| 生年月日 |  | 年齢 |  |
| 国籍 |  | 入国年月日 |  |
| 在留資格 |  | 納税地 |  |
| 在留期間 |  |
| 入国前の住所 | 　 |
| 学校、訓練を受ける施設、事業所、研究所等 | 名称 | 　 |
| 所在地 | 　 |
| 租税条約の規定に基づく所得税の免除 | 適用を受ける租税条約に関する事項 | 日本国と　　　　　　　との間の租税条約第　 　　条　第　　 　項 |
| 提出年月日 |  | 提出税務署 | 　 |
| 租税条約の適用を受ける所得 | 支払者の名称（氏名） | 　 |
| 支払者所在地（住所） | 　 |
| 所得の種類 | 　 | 支払金額 | 　 |
| 支払方法 | 　 | 支払期日 | 　 |
| 職務の内容 | 　 | 資格 | 　 |
| 納税管理人（届出をしている場合） | 氏名 | 　 |
| 住所（居所） | 　 |
| その他参考事項 | 　 |

本申請は、「昭和40年6月10日自治府第62号各都道府県総務部長あて自治省税務局長通知（租税条約の規定によって所得税を免除される外国政府職員、教授、留学生等に係る住民税の取り扱いについて）」及び「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第11条」に係るものです。

【提出期限】

適用を受けようとする所得のあった翌年の3月15日（土曜日、日曜日、祝休日等閉庁日の場合は翌開庁日）

※届出書は毎年提出していただく必要があり、提出がない年は免除を受けられません。

【必要添付書類】

・租税条約による所得税及び復興特別所得税免除の届出書の写し

・免除を受けようとする所得の給与支払報告書または源泉徴収票

・学生の場合は、在学する学校が発行する在学証明書

・事業修習者等の場合は、訓練を受ける施設又は事業所の発行する、職業又は技術の修習者であることを証明する書類

・交付金等の受領者である場合には、支給者が発行する、交付金等の受領者であることを証明する書類